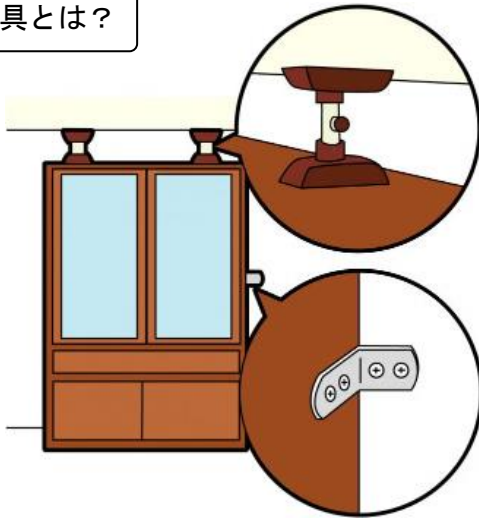


～地震への備え～

家具等転倒防止器具の設置助成

吹田市では、地震の際に家具等の転倒による被害を軽減するため、家具等転倒防止器具を自力で設置できない高齢者の方や障がいのある方に、器具の設置費用を助成します。

家具転倒防止器具とは？



平成30年6月18日午前7時58分、大阪府北部を襲う直下型地震が発生し、茨木市では高齢の方が本棚の下敷きになり亡くなりました。

【対象】市町村民税非課税世帯または、生活保護受給世帯で、次のいずれかに該当する世帯

- | |
|---|
| (1) 65歳以上の高齢者のみで構成される世帯で、介護保険で要支援・要介護と認定された高齢者を含む世帯 |
| (2) 重度障がい者のみの世帯* |
| (3) 重度障がい者と65歳以上の高齢者で構成される世帯 |

* 重度障がい者とは、在宅の身体障がい者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1級の所持者です。

【助成内容】 世帯別助成内容及び設置対象家具は以下のとおりです。

市町村民税非課税世帯	設置費のうち 5,000円を限度に助成(材料費は助成されません)
生活保護受給世帯	設置費のうち 5,000円と材料費のうち 5,000円を限度に助成
設置対象家具	タンスや食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫など計5台まで

申請窓口や問い合わせ先は裏面をご確認ください。

平成31年4月作成
吹田市福祉部

申請窓口（問い合わせ先）

表面对象者の

- ・（１）（３）に該当する場合

高齢福祉室

吹田市泉町 1-3-40 吹田市役所内

TEL 06-6384-1360

FAX 06-6368-7348

- ・（２）に該当する場合

障がい福祉室

吹田市泉町 1-3-40 吹田市役所内

TEL 06-6384-1347

FAX 06-6385-1031